

## 商品概要説明書

2021年4月1日 現在

1. 商品名	☆ カードローン (社)しんきん保証基金保証付
2. ご利用いただける方 および借入資格	☆当金庫の営業地区内に居住または勤務されている個人および個人事業主の方 ☆満20歳以上満65歳未満で(社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ☆安定継続した収入がある方
3. お使いみち	☆ご自由 ただし、事業性資金は除きます。
4. ご融資金額	☆貸越極度額 10万円以上100万円以下の金額で10万円刻みです。
5. ご融資期間	☆3年以内 (自動更新) ただし、70歳の誕生日以降の更新はできません。
6. ご融資利率	☆当金庫所定の利率を適用させていただきます。(固定金利)
7. お利息の計算方法	☆毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
8. ご返済方法	☆当金庫の窓口、ATMで随時ご返済できます。 ☆利息決算日(毎年2月・8月の第3土曜日)までの利息を、貸越元金へ元加させていただきます。
9. 保証人	☆(社)しんきん保証基金をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。
10. 担保	☆不要です。
11. 手数料・保証料等	☆印紙代200円が必要となります。 ☆保証料は融資利息に含まれており、別途お支払いいただく必要はありません。
12. 金利情報について	☆窓口へお問合せください。
13. 申込時にご用意 いただくもの	☆次の書類をご提出いただきます。 ①所定の申込書類一式 ②上記申込書に添付していただく主な書類 本人確認書類(写):原則、有効期間内の運転免許証(表裏) ただし、運転免許証を徴求できない場合は、個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証、 顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれか ※申込人が日本国籍以外の方は、有効期間内の在留カード・特別永住者証明書・外国人登録 証明書・住民票(在留資格の記載があるもの)により永住者または特別永住者であることを確認 させていただきます。
14. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、 電話:0597-23-2341)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595- 8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の 解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、 上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)に お申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護 士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合 わせください。
15. その他参考事項	☆お申込に際しましては、事前に審査させていただきますので、結果によってはご希望に添えない 場合もございますので、予めご了承ください。 ☆ローンの詳しい内容や現在のご融資利率については、当金庫本支店に お問い合わせください。